

第9回「山の日」全国大会関連イベント募集要領

令和7年2月17日付9山全実第67号

1 目的

この要領は、第9回「山の日」全国大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、第9回「山の日」全国大会（以下「本大会」という。）を福井全体で開催するに当たり、多様な主体の参画により開催するイベントを、「第9回「山の日」全国大会関連イベント」（以下「関連イベント」という。）として募集し、幅広く実施することにより、福井の山の持つ様々な機能について、多くの方々への理解を広め、体感していただくこと及び大会への機運醸成を図ることを目的とします。

2 対象イベント

- (1) 開催期間 令和7年4月1日から同年11月30日までの間
- (2) 実施場所 福井県内
- (3) 主催者 福井県、市町村、自然環境関係団体、特定非営利活動法人、企業など
- (4) 要件 3の承認基準により実行委員会会長（以下「会長」という。）から承認を受けたもの

3 承認基準

関連イベントは、次の各号の全てに該当するイベントとします。

- (1) 本大会の開催方針に賛同して開催されるイベントであること。
- (2) 一般に公開されるイベントであること。
- (3) 営利を主たる目的としないイベントであること。
- (4) 内容が次のいずれかに該当するイベントであること。
 - ア 山や自然・生物多様性に関するもの
 - イ 健康増進に関するもので、山等に関連させてイベントを行うもの
 - ウ その他特に関連性を有すると認められるもの
- (5) 次のいずれにも該当しないイベントであること。
 - ア 本大会の品位を傷つけ、又は理解の妨げとなるもの
 - イ 大会ロゴマーク等を正しい使用方法に従って使用しないもの
 - ウ 法令や公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
 - エ 特定の個人又は団体の売名に利用しようとするもの
 - オ 暴力団等の反社会的団体を利するおそれがあるもの
 - カ その他、関連イベントとして適当でないと認められるもの

4 募集期間

令和7年2月17日から同年9月30日まで

5 申請等

- (1) 申請をする者（当該イベントの主催者を原則とする。以下「申請者」という。）は、当該イベントを開催する概ね2か月前までに、関連イベント承認申請書（第1号様式）に、イベントの概要が分かる資料を添付し、実行委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出してください。
- (2) 会長は、申請の内容が3の承認基準に規定するイベントであると認めるときは、関連イベントとして承認し、関連イベント承認通知書（第2号様式）を申請者に送付します。

6 関連イベントで実施していただくこと

- (1) 申請者は次のいずれかの方法で、本大会のPRを行ってください。
 - ア 当該イベントの名称に「「山の日」全国大会 FUKUI 2025」又は「第9回「山の日」全国大会 FUKUI 2025」の文字を表示
 - イ 当該イベントのポスターやチラシ、ホームページなどに大会ロゴマーク等を表示
 - ウ 当該イベント会場での本大会チラシの陳列又は配布
 - エ 当該イベント会場での本大会ポスター等の掲出
 - オ その他本大会のPR効果を有すると認められる方法
- (2) 大会ロゴマーク等は、第1号様式で申請があった団体に対し、電子データ1件を提供します。
- (3) ポスター及びチラシは第1号様式で申請があった数を提供します。ただし、数に限りがあるため、提供できない場合があります。
- (4) 承認後に承認基準に違反する事項があると認められた場合は、承認を取り消します。
この場合、大会ロゴマーク等を掲載したポスター、チラシ等の掲示、配布等の中止を求めることがあります。
また、承認の取消しにより発生した損害は、全て主催者負担とします。
- (5) 承認を受けた関連イベントについては、本大会ホームページにイベント情報（イベントの名称、開催日時、イベントの概要、イベント主催者名、イベントのURL（ある場合）及び会場）を掲載します。
また、本大会終了後に発刊する報告書にもイベント実績を掲載します。

7 実績報告

申請者は、申請した全てのイベントが終了した日から令和7年12月31日までの間に、関連イベント実績報告書（第3号様式）を事務局に提出してください。

8 その他

- (1) 関連イベントの運営に必要な経費は、主催者の負担となります。
- (2) 関連イベントの実施に必要な許認可等は、主催者にて手続きを行ってください。
- (3) 実行委員会では、関連イベントの準備及び実施に係る事故等の責任は負いません。
- (4) 申請者は、関連イベントの内容（本大会ホームページに掲載するイベント情報）に変更がある場合は速やかに事務局まで連絡の上、申請書に変更事項を明示して事務局に提出してください。ただし、イベント内容以外の軽微な変更はこの限りではありません。